

ガス事業の民営化(事業譲渡) を検討しています



～平成31年4月1日からの民営化を目指しています～

譲渡先事業者の条件は？

ガス事業を譲渡する相手方の事業者の条件として、お客様に直接関連する主な項目については次のとおりです。譲渡先はこの条件を満たした事業者となります。

- (1) 保安の確保と安定供給体制に関する事項
 - ・ガス事業法等関係法令に則り、安全で安定したガスの供給を維持すること。
 - ・供給施設及びガス利用者の保安体制においては現行水準を維持すること。
- (2) 顧客サービスに関する事項
 - ・ガス料金は、原料費調整制度によるガス原料の価格変動分を除き、当分の間、現行の水準を上回らないこと。
 - ・ガスの新しい利用形態の普及に取り組み、お客様の利便性向上を目指すこと。
 - ・町内に事業拠点を設置し、お客様からの相談等に適切に対応できるようサービス体制を整え、利便性を向上させること。
- (3) 経営に関する事項
 - ・公益事業者として健全な事業運営を維持できる安定した経営基盤を有すること。
 - ・事業活動を通じて、地域産業の活性化、雇用の創出等が図られること。
- (4) 工事における町行政との連携について
 - ・ガス管布設工事においては、町の公共工事に連携して協力するよう配慮し、お互いの経費の削減に努めること。
 - ・平常時から行政と町民生活の安定のため、密接な連携、かつ協力を図ること。

民営化に向けての今後のスケジュールは？

町では、平成31年4月1日からガス事業を民営化（事業譲渡）する計画を立てています。現在、他の地域で都市ガス事業を実施している民間事業者と事業譲渡譲受に関する協議を進めており、条件の合意が得られれば事業の譲渡を決定することとしています。民営化に向けての今後のスケジュールは次のとおりです。

- 【平成30年3月】 下仁田町ガス事業の民間譲渡に関するパブリックコメント
- 【平成30年4月上旬】 譲渡協議事業者との契約に向けての最終調整
- 【平成30年4月下旬】 譲渡契約の成立（ガス事業の財産処分に関する議会の議決）
- 【平成30年5月～平成31年3月】 ガス事業の引継
- 【平成31年4月1日】 ガス事業譲渡



3月5日から3月26日までの間、「下仁田町ガス事業の民間譲渡に関するパブリックコメント」を実施します。ガス事業の民間譲渡に関し町民の皆様からのご意見を提出願います。（詳細は裏面をご覧ください。）

※ パブリックコメントとは、町が基本的な政策等の策定過程において、その内容や趣旨等を公表して住民等から意見等を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び町の考え方を公表します。

お問い合わせ先 下仁田町役場 建設ガス水道課 庶務係
電話：0274-64-8808（ダイヤルイン）
e-mail：gasu-suidou@town.shimonita.lg.jp

下仁田町ガス事業の民間譲渡に関する パブリックコメントの実施について



当町では、平成31年4月1日にガス事業を譲渡（民営化）する計画を進めています。

行財政改革の推進及び都市ガスの小売り全面自由化等により、ガス事業に関しては民間が実施することが望ましいとの方針により、下仁田町第5次総合計画にも明記されておりますとおり民営化を検討してまいりました。

事業を民営化するにあたり譲渡先事業者との契約に向け、町民の皆様の声を反映させ、今後も町民に親しまれるガス事業であり続けるため、皆様からの意見を募集します。

◆ 意見の募集期間

平成30年3月5日（月）から平成30年3月26日（月）まで
※ 郵送の場合は3月26日の消印まで有効

◆ 意見が提出できる人

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所、事業所を有する者
- (3) 町内に在勤している者
- (4) 町ガス事業に関し利害関係を有する者

◆ 意見等の提出方法及び提出先

住所、氏名、電話番号、意見を記載の上、役場建設ガス水道課へ直接持参、郵送又は電子メールで提出願います。
(口頭及び電話による意見の提出はできません。)

* 直接持参の場合

建設ガス水道課 庶務係

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

* 郵送の場合

〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田682番地
下仁田町役場 建設ガス水道課 庶務係 あて

* E-Mail の場合

gasu-suidou@town.shimonita.lg.jp

◆ 提出された意見の取り扱い

提出された意見の概要については、町ホームページで公開し、町の考え方を回答いたします。